

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の実施事業者の認可・利用定員について
（意見聴取）

上記の件について、次のとおり意見を伺います。

令和８年８月５日

提案理由

乳児等通園支援事業に関してかとう保育園（社会福祉法人 相和会）、日の里幼稚園（学校法人 松栄学園）からの認可申請について、審査した結果、宗像市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法第３４条の１５第３項に定める基準に適合することから、児童福祉法第３４条の１５第４項の規定に基づき審議会の意見を伺うものです。

また同事業に関して、利用定員を定めるため子ども・子育て支援法第５４条の２第３項に基づき審議会の意見を伺うものです。なお、利用定員を定めたのち、市から事業者へ子ども・子育て支援法第５４条の２第２項に基づく確認を行います。